

大学論

大竹美登利

大学経営者の不祥事がニュースを賑わし、大学構成員の意向を無視した学長選考が行われている。その上、国立大学の法人化や教育基本法の改定、政府主導の大学改革などで大学の教職員は疲弊している。世界大学ランキングで、日本の大学はアジアの中でも評価が高くないのもうなずける。

本特集では、大学の役割から大学のあり方を問うことを主題にして、以下の論文で構成した。現代の大学をめぐる問題は山積している。今回はそのどれかに焦点化せず、多岐にわたってそれぞれの立場から論じてもらった。

中富論文では、国立大学法人法を中心に、第2次安倍内閣政権以降の大学政策を、憲法で保障された学問の自由との関連で論じている。法人化によって形式上は政府から独立したが、憲法で保障された学問の自由と教授の自由がなくなり、官邸主導に移行したとする。

重本論文では、大学構成員の自治から大学構成員を統治する形態へと変化した大学ガバナンスの問題を大学評価の視点で論じた。現在の大学評価は、文部科学省の認証評価の枠内で行われ、大学の自律的な評価とはほど遠く、評価を通じて文部科学省の意向が反映されやすい大学運営になることを示した。

青木論文では、政府主導の改革の1事例として、医療系大学の教育統制を取り上げた。ここでは文部科学省及び厚生労働省主導による標準的コアカリキュラムの策定、2年生4年生の期末試験、CBTやOSCEという全国的な共用試験の導入を通して、教授内容を統制している実

態が語られている。

上記2つ国立大学と公立大学の事例に加え、丹羽論文では私立大学の課題を取り上げている。私立では理事会主導の運営になりがちで、教授会の意向よりも文部科学省の意向を重視しがちな仕組みを、2014年の「施行通知」の問題として読み解いている。

佐々木論文では、現在の大学は研究・教育機関ではなく企業体（リヴァイアサン）体質の機関であることを、法人化による任用から雇用への不完全な転換、無期雇用転換の難渋体質、官僚体質の継続や非合理的経営による大学の劣化、学内の表現の不自由、ブランド商法などのキーワードで読み解いている。

山口論文では、政府主導の大学改革により統治や研究において顕在化した弊害を、「民主的な社会を支える市民としての資質」を育てる21世紀の大学像への転換によって変革すべきで、そのために基盤的交付金を十分に配分し、研究の自由を保障すべきとする。

岡田論文では大学の自治の再構築のために労働組合の役割の重要性を説く。経済界からの要求が政府の大学政策に反映され、官邸主導の的外れな大学政策が教育研究に大きなダメージを与えている。それを回避するためには、自らの手で変革できる力を持つ「大学の自治」が必要で、そのために労組による労働環境の改善が重要とする。

（おおたけ・みどり：元東京学芸大学、
教科教育学）